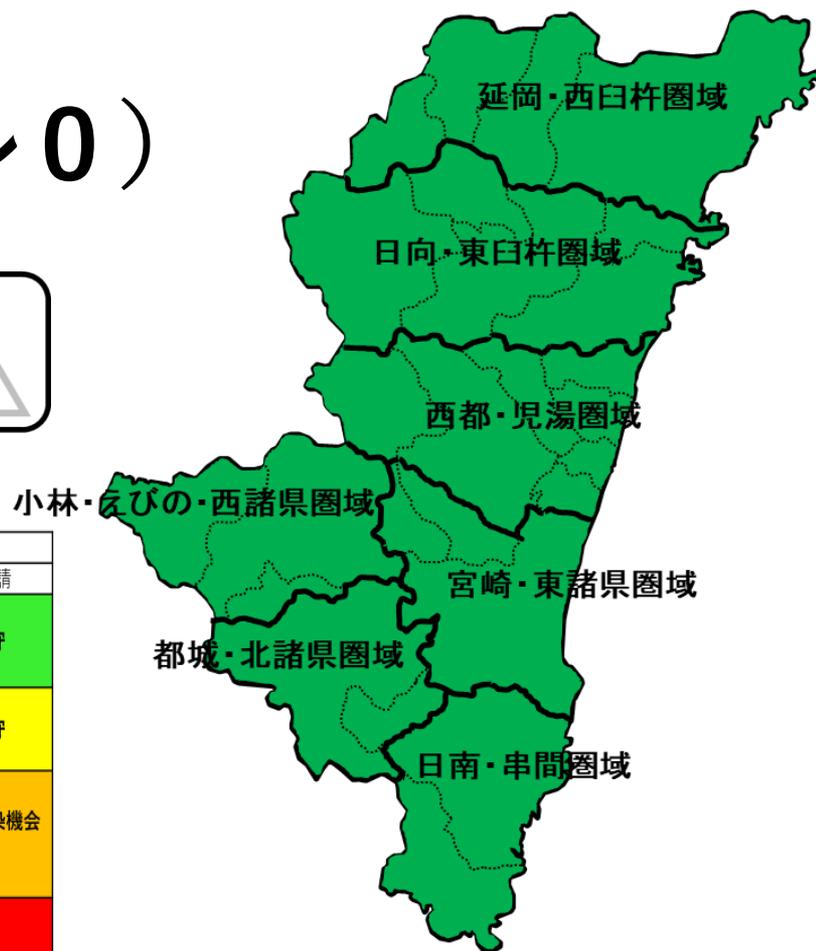


■現在の警報レベル 持続的な警戒（レベル0）

レベル0
(持続的な警戒)



11月12日時点

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
	感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

感染状況に応じて、警報レベル・感染状況の区分を適時変更する

県民への行動要請について

【対象地域】 県内全域

【要請期間】 当面の間

【要請内容】

①会食時の「みやざきモデル」の徹底

- ・特に、大人数、長時間は控えてください
- ・ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょう
(※県では、飲食店からの認証申請を受け付け、順次認証手続きを実施中)

②イベント開催における制限

以下を同時に満たす人数規模に制限

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方

③高齢者施設・障がい者施設の面会

- ・感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限でお願いします

④高齢者施設従事者等の会食

- ・高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、できるだけ身近な人とお願いします

国が進める「ワクチン・検査パッケージ」や飲食店の認証制度を前提とした制限緩和の動向等を踏まえ、今後適時必要な見直しを行う

県外との往来・県外からの来県について

要請期間: 当面の間

■ 県外との往来

対象地域	要請内容
<ul style="list-style-type: none">緊急事態措置区域まん延防止等重点措置区域感染拡大地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者15人以上)	不要不急の往来自粛
<ul style="list-style-type: none">感染流行地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者5人以上15人未満)	往来は、感染防止対策の徹底を
<ul style="list-style-type: none">感染注意地域 (直近1週間の人口10万人あたり新規感染者2.5人以上5人未満)	

■ 県外からの来県

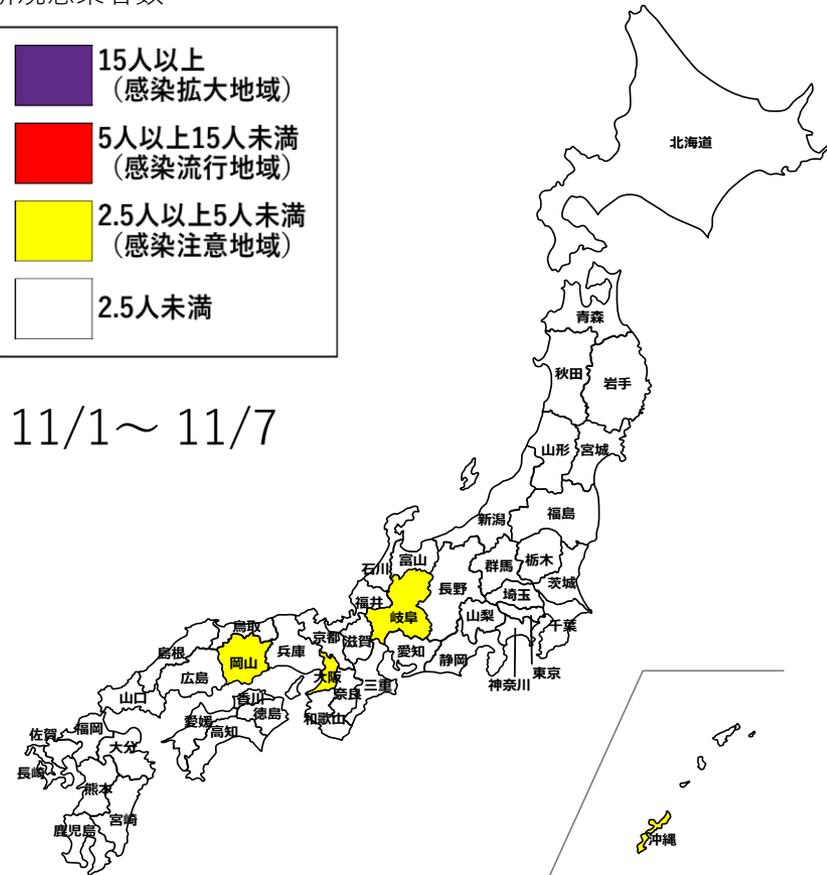
今後、国の「緊急事態宣言」の発令及び「まん延防止等重点措置」の適用があった場合、対象地域からの来県自粛の要請を行う

※現在は来県自粛の対象地域なし

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



11/1～11/7



各都道府県の感染状況に応じた要請を行うとともに、国による制限緩和の動向等を踏まえ、今後適時必要な見直しを行う

ひなた飲食店認証制度の取組状況について

利用者が安心して飲食を楽しむことが出来る環境を整備するため、県が定めた55項目の認証基準に沿って、感染防止対策を実施している飲食店を県が認証する制度。
認証基準を満たしていると確認できた飲食店には、認証書と認証ステッカーが交付される。

現在の取組状況 (対象施設：約7,000店舗)

	申請数	施設調査数	認証数
宮崎市	1,713	1,246	1,125
都城市	673	604	520
延岡市	489	386	290
その他	1,401	1,277	672
合計	4,276	3,513	2,607

(令和3年11月10日現在)

(1) 利用者への周知

- ・ ホームページや新聞で認証店舗を随時公表
- ・ ホームページや新聞広告及びフリーペーパー等を活用した認証制度等の周知

(2) 認証店拡大への取組

- ・ ホームページ上での認証申請フォームの設置及び市町村と連携した講習会等の案内
- ・ 新聞広告等を活用した申請フォームや講習会の周知



認証ステッカー



認証書

今後の方針について

基本的な考え方

ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化する中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。

今後は、医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。

① 医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化

② 追加接種を含めたワクチン接種のさらなる推進

③ 「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応

医療提供体制について

患者が症状や状況に応じて、必要な医療や支援を受けられるよう、医療機関、宿泊施設、自宅を含め、総合的に医療提供体制を強化する

- 入院受入病床のさらなる確保
- 回復期患者の転院促進等による病床稼働率の向上
- 宿泊療養者の搬送体制の確保及び広域調整の強化
- 宿泊・自宅療養者の外来診療体制の充実
- 自宅療養者に対する健康観察・診療体制の強化
 - ・医師による電話等での診療・処方体制の確立
- 抗体カクテル療法の推進
 - ・医療圏ごとに、保健所と医療機関が連携した実施体制の整備
 - ・感染拡大期での「重症化予防センター」の開所
- 経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築

ワクチン接種のさらなる推進について

① ワクチン接種率の向上

引き続き市町村等と連携しながら、接種率向上のために必要な施策を進めていく。

② 追加接種に向けた接種体制の構築

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う方向性が示されたことから、引き続き市町村等と連携しながら、追加接種に向けた接種体制の構築を進めていく。

○対象者

2回目の接種が完了後に概ね8か月以上経過し、追加接種を希望する方を対象として検討されている

○開始時期

2回目接種が完了した方から順次、接種が開始される。最初に接種が進められた医療従事者は12月上旬からの開始となる予定。



※接種券は、市町村が2回目接種完了から8ヶ月を経過した方から順次発行し、郵送

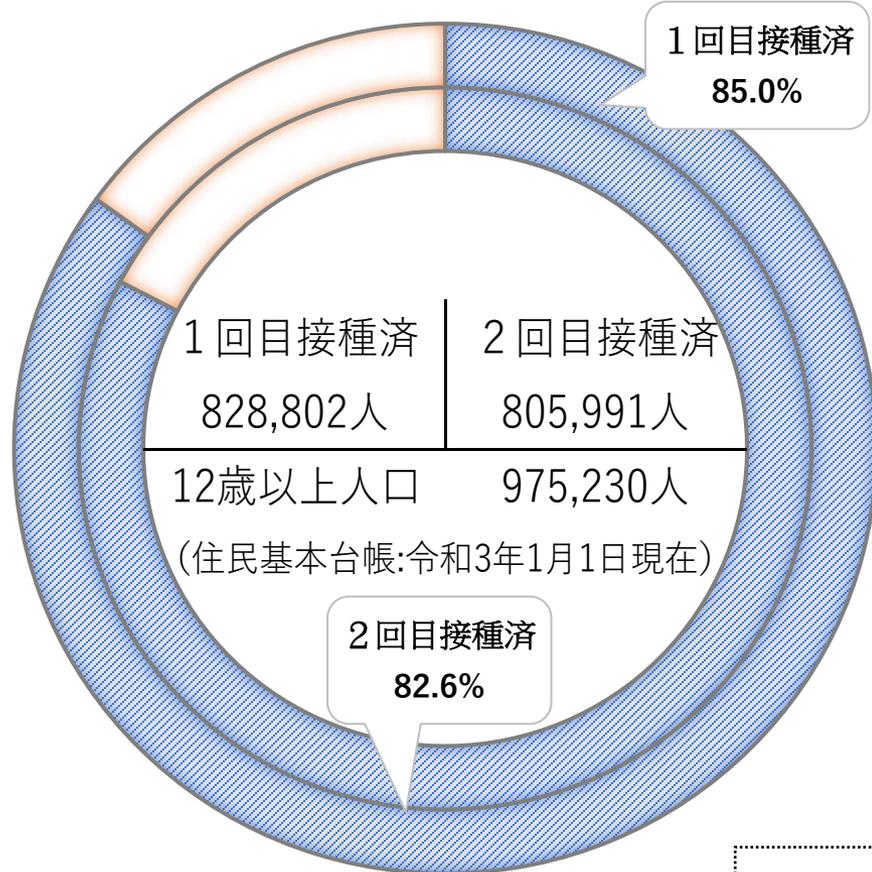
○使用ワクチン

1回目、2回目に用いたワクチンの種類のかかわらず、mRNAワクチンを用いることが考えられる。

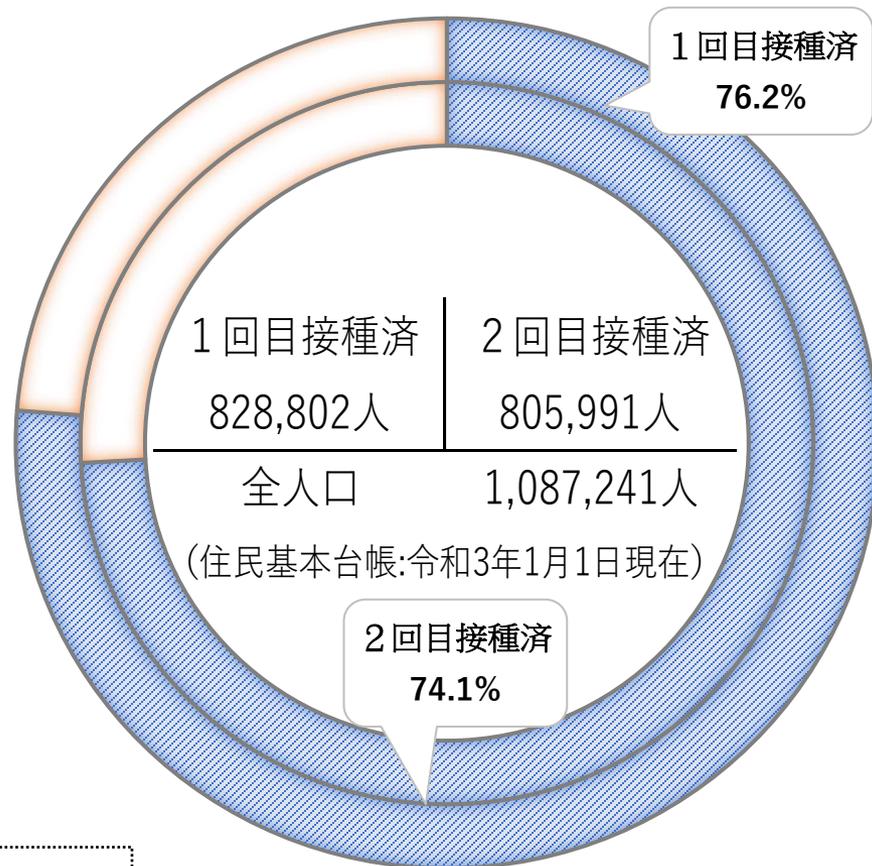
- ・ファイザー製ワクチン
- ・武田／モデルナ製ワクチン

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（11月10日現在）

全対象者接種状況



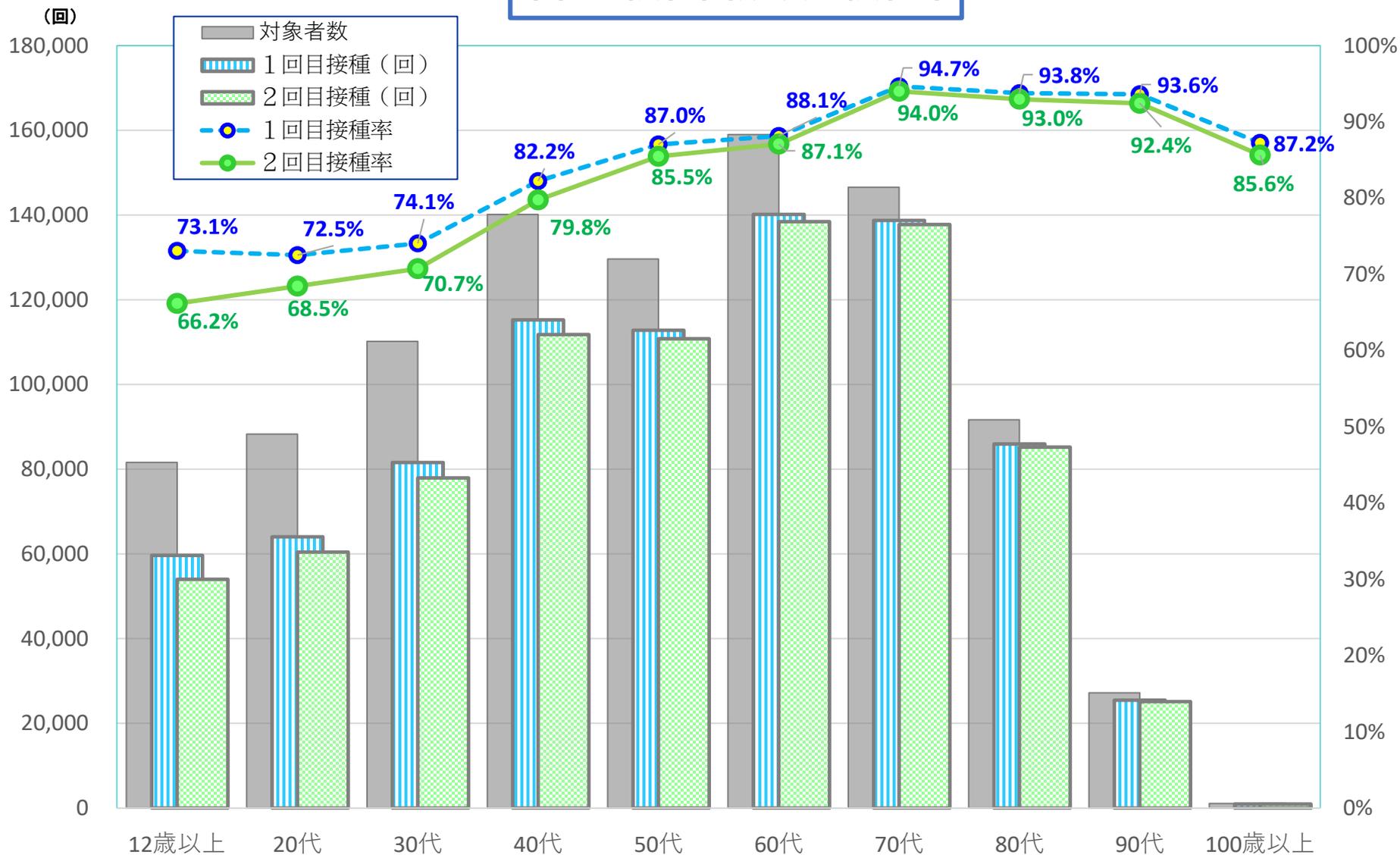
全県民の接種状況



高齢者
医療従事者
職域接種 } を含む

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（11月10日現在）

年代別接種回数及び接種率



※VRSにより集計（医療従事者を含む）。なお、年齢不詳等の約8千回分は除く。